

第58回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成26年3月19日（水曜日）

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
			16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	15番	山 田 弘 治		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

一般質問も本日3日目であります。あと2名の方が残っております。町長、答弁のほどをよろしくお願ひします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、山田弘治議員より、入院治療のため欠席の届けが出ておりますので、報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名いたします。

まず、16番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） おはようございます。16番、日本共産党の鍋島です。

この議員任期における最後の一般質問になりました。

私は、この間の質問に対する町長の答弁を検証する立場から質問いたします。

第1点目に、私は、平成22年12月議会で建設労働者の退職金共済制度の完全履行について質問をいたしました。町内の建設現場で働いておられる労働者に正規、非正規を問わず国の制度としての退職金制度があります。建設業退職金共済制度というものですが、これの掛金は労働者が払うのではなく、町工事などの公共工事では、工事積算価格に含まれています。つまり町の公金が掛金の財源となっているものです。

掛金は1日310円で、1カ月21日間働いて20年間での退職金は220万5,000円が、国から確実に支給される制度となっています。

この制度が適切かつ完全に履行されることは、現場労働者の福祉増進になり、建設業の振興と発展に貢献するものです。

前回の質問で町長は、町発注工事100万円以上の請負契約では、受注業者に金融機関の掛金収納証明書の添付を義務づけているとの答弁でしたが、それが実際に現場労働者の手帳に貼付、張りつけされているかや、元請業者から下請業者への掛金証書の現物支給がなされているかは、不明とのことでありました。

そこで、その1として、質問後に、町工事受注全業者に対する従業員への手帳交付や証紙購入。貼付状況の確認調査はされたか。その結果はどうか。

その2、証紙の購入や貼付状況が不十分な町契約業者への指導はされたか。

第2点目に、平成23年12月議会では、町民の公共施設の使用料は、原則無料にすべきとの質問をしました。

この質問の背景は、平成 20 年 3 月までは、町民のサークル活動などの公共施設は無料でしたが、4 月からの改正条例の施行で有料化された経緯があったからであります。

また、社会教育施設の本町の年間使用料総額は、24 年度決算では 350 万円ほどであり、このうち 5 割が文化情報センター使用料である実態を見れば、わずかな使用料を取って利用率を低下させるより無料にして、施設の利用を高めるべきとの町民の皆さんの声がありました。

町長は、子育て支援施策の一環として、子供たちの文化、スポーツ活動などは減免を拡充する。費用対効果から言えば無料にすれば利用率、利用者の増加は期待できるかもしれないが、無料にすれば、施設を利用する人と利用しない人との間の不公平が拡大すると答弁をされました。

そこで、その 1、早急に体育協会、文化協会、町内サークルなど、町民の使用料を無料にすべきではないか。

その 2、宍粟市は、今年 4 月から市民の体育施設使用を無料化しています。もちろん、中学生以下、それから 65 歳以上の高齢者、障害者等一定の限定はありますけれども。これは、本町は大いに参考にすべきではありませんか。

第 3 点目に、平成 24 年 12 月議会での質問で、空き家対策問題の一つである管理不全な空き家が周辺住民に悪影響を及ぼしている問題で、小野市が空き家条例を制定しており、検討すべきことを求めました。

この背景は、本町において管理不全空き家問題の苦情が町民から寄せられていたからであります。

町長は、空き家所有者の経済的問題が支障となるが、十分検討課題として勉強するとの答弁でありました。

この問題では、昨日も 2 名の議員の方から質問があり、県の制度に呼応して制度化する旨の答弁が町長からありましたが、再質問で確認したいことがありますので、よろしく答弁をお願いします。

その 1、本町も条例化に取り組むべきではないか。

その 2、また、空き家活用の取り組みを、どう推進するのか。

第 4 点目は、平成 25 年 6 月議会で西はりま天文台公園に公開天文台として十分機能する取り組みを強めるべきとの質問を行いました。

これは、平成 24 年 4 月から西はりま天文台公園は、それまでの勤労者のための CSR 施設としての県産業労働部の所管から、県立大学へ移管され、天文台の機能が、教育研究に変調されれば、公開天文台として、まちづくりを進めている本町にとっては、大きな問題となるからであります。町長は、そうならないよう県や伊藤センター長ともよく意思疎通を行いたいとの答弁でありました。

そこで、その 1、それまで、子供たちに好評であったアスレチック施設が県立大学への移管と前後して撤去されたわけではありますが、町長は、子供たちが楽しく過ごせるような仕掛けを考えなきゃいけないとの答弁でした。どう考えておられるのか。

その 2、町民と天文台を結ぶ役割を果たし、好評だったキラキラチャンネルは、平成 23 年 12 月号で終了したため、放映の再開を求めたわけではありますが、この質問通告後に佐チャンネルでの放映が決まったことが判明しました。

その 3、前回質問以後の町長の取り組みと今後の方針を伺います。

第 5 点目として、平成 25 年 6 月議会では、佐用自動車教習所閉校後の行政の取り組み。特に高齢者講習は、年間 600 人余りの方が受講されている問題。とりわけ、原付バイクの方の講習は深刻な問題であることを指摘しました。

そこで、現状はどうなっているか。今後の方針はどうかを伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。本日も、あと2名の議員の方からのご質問を受けることになっております。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、最初に鍋島議員のご質問に対して答弁をさせていただきたいと思えます。

過去の私の答弁に対する検証ということではありますが、まず、最初の建設業退職金共済制度についてでございます。

この件につきましては、その後、関係者に対して建退協制度のあらまし、建設業退職金共済制度の手引きなど、パンフレットやリーフレットなどの配布を行い、改めて適切な運用について啓蒙を図っております。

また、鍋島議員より、先の22年の12月の議会でご質問、再質問の中でご質問なり、ご指摘のあった建退共制度に関する通達等の確認ということでありましたが、これは具体的なものとして、平成11年3月18日付の建設業退職金制度の普及徹底についてというタイトルの建設省建設経済局長通知であると思えます。このことについては、確認をいたしております。

当該通知は、発注者が受注者から、契約締結時に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出させることと、発注者が現場説明において、加入勧奨と証紙貼付の方法などを、合わせて行うことを求めているものでございます。

本町では、従前から100万円以上の工事につきましては、契約時に受注者から、建設業退職金共済証紙購入確認書に掛金収納書を貼付させ、提出を求めています。工種や請負金額によって掛金率が異なりますので、領収金額についてもチェックを行っております。

先の通達どおりの運用を行っているところでございますので、前回もお答えに際しても申し上げましたとおり、それぞれ個人の手帳にいたるまでの確認は考えておりません。

また、事業者が経営事項審査申請を行う際に、建設業退職金共済事業加入・履行証明書が必要ですが、証明を得るには、決算期間内に掛金収納書又はその写し及び完成工事高の分かる書類並びに同期間の共済手帳受払簿及び共済証紙受払簿の写しを添付することとなっております。元請・下請間での証紙のやりとりの金額も、ここで確認されているところであります。

先ほど申し上げましたとおり、契約事務におけるチェックリストを作成し、その中で証紙購入の確認をマニュアル化しておりますので、今後も定期的にその履行確認を行い、関係部署における事務の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次の2点目の町民の公共施設使用料の原則無料にということで、答弁させていただきます。

まず、最初の体育協会、文化協会、町内サークルが利用される場合の使用料金を無料にすべきとのことですが、佐用町の今の現状を踏まえて、お答えをさせていただきたいと思えます。

佐用町では、平成20年2月1日より施行しております佐用町公の施設等の使用料の減免団体登録要綱により、体育協会や文化協会等への加入団体につきまして、各団体より申請をいただき、ほとんどの公共施設が半額で利用できるようになっております。さらに子供の育成やボランティアの団体につきましては、使用料の全額を免除、つまり無料といたしております。また、体育協会に加盟する子供の団体につきましても、これまで有料施設

であった上月体育館や上月グラウンド、南光スポーツ公園施設も現在は、全額免除とするほか、一般団体が複数の施設を利用していただいても全額免除となるようホームグラウンド制を取りやめた取り組みを既に行っているところでございます。

また、2番目で質問いただいております宍粟市が取り組んでいる子供や高齢者への体育施設使用料の全額免除でございますが、佐用町では個人で利用する利用者への全額免除の規定を持っておりません。宍粟市と同じように団体で利用していただく場合には、ほとんどの場合が無料となっているわけでありますが、個人の利用者への免除規定はもっておりません。

しかし、例えば、体育館施設等の使用料につきましては、西播磨地域内で佐用町が最も安い使用料となっており、町民が技能向上や健康増進・娯楽の目的でスポーツを行おうとした際の援助になっていると考えております。

町といたしましては、体育協会や文化協会等の未加入団体や個人の利用について、これを全額免除を認めると、体育協会や文化協会等への加入団体や個人が減少していく可能性があると言われております。そのため、現状での減免措置での範囲内での対応にとどめていきたいと考えているところでございます。

また、免除を認めた団体につきましては、これまでと同様に活力あふれるまちづくりや心身の健全な発達や健康づくり、コミュニティづくりなどの活動をますます活発に展開していただくことによって、幅広い生涯スポーツや芸術文化活動が推進され、健康で心豊かなまちづくりを図っていきたいというふうに考えているところであります。

次の質問で、小野市の空き家条例に学べということで、空き家対策についての質問にお答えさせていただきます。

まず、小野市の空き家条例について、本町でも条例化すべきではないかのご質問でございますが、空き家問題は、今、社会問題、大きな行政課題であり、今後も空き家の増加、また、管理不全の空き家が増加することを懸念いたしております。

小野市の空き家等の適正管理に関する条例は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する適正な処理を行い、良好な生活環境の保全並びに市民生活の安全安心の確保を目的としたものでございます。

空き家の除却支援事業につきましては、昨日の井上議員や石堂議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたけれども、兵庫県も、来年度、平成26年度より、老朽危険空き家除却支援事業という補助事業を実施される予定でありますので、今後、県の担当課の意見なども聞かせていただいて、対象者などの手続き、また、方法等を十分研究した上で、制度化を研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家活用の取り組みをどう推進するのかのご質問でございますが、空き家活用への準備段階として、現在も引き続き空き家の台帳整備を進めているところでございます。

空き家情報は、まず、平成21年度の空き家調査で把握しております空き家、約550軒を中心に集落調査を行い、この調査により一軒ごとの連絡先を調査し、空き家管理者の連絡先が分かれば、電話により個別にお話をさせていただきます。

このお話の中で、管理されている空き家を今後どうされますかなどの意向についてお聞きし、空き家台帳登録へのお願いと、引き続き管理する。また、売りたい。貸したいなど、今後の意向を把握しているところであります。

この調査で、この持家、空き家を売りたいとか、貸したいという回答のあった空き家につきましては、ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会の空き家情報に登録をし、田舎暮らしを求めておられる都市住民などを対象として、空き家情報等のPRを行い、町内

の定住・交流人口の増加を目指しているところでございます。

空き家の中には、お仏壇が残っている。年に何回かは帰省しているので、空き家という認識はないなどといった理由から、町や自治会の認識、また、管理者の認識と空き家をお持ちの方の認識の相違が多く見受けられ、空き家を管理されている方々が度々帰ってこられている状況が続いている時は、それでいいわけではありますが、帰る回数が減ってきますと、家屋も段々と傷んできておりますので、早い時期に有効な利活用ができるように相談業務を行うことが必要ではないかなというふうに考えます。

次の、天文台公園についてのご質問でありまして、この天文台公園として十分機能する取り組みを強めるべきということではありますが、その中で、アスレチック施設撤去はどうかとの質問であります。平成 25 年 6 月にご答弁申し上げましたが、再びアスレチックの設置については、県としては、大変難しいと思います。しかしながら、お子様やお子様連れの方々が、天文台での時間を有意義に過ごせるよう天文台施設や宇宙に関連するような屋外展示物等について、伊藤センター長を中心に、今、検討をいただいているというふうに聞いております。

次に、キラキラチャンネルについてでございますが、昨年 7 月から 12 月までの間は、平成 23 年 12 月号以前に制作放送いたしました、西はりま天文台発キラキラチャンネルをデジタル化に編集し直して、佐用チャンネルで再放送をいたしました。

新たなキラキラチャンネルについては、制作方法や放送内容等について、総務課広報室と天文台で協議を重ね 2 月 14 日から放送を流しています。14 日からの第 1 回目は、伊藤センター長が登場をされておまして、ご承知のように、2メートルなゆた望遠鏡は、公開望遠鏡といたしましては世界最大であり、このセールスポイントを最大限に生かし参加体験のできる施設として町内観光施設と連携を図りながら、町全体の活性化に結びつけられるよう、佐用チャンネルで周知し、今月の主な天文現象や天文台での催し物やイベントなどを天文台の研究員を通じて放送をしていきたいと思っております。

次の、佐用自動車教習所閉校後の取り組みということではありますが、高齢者講習につきましては、県内の指定自動車教習所であればどこでも受講ができるわけではありますが、昨年 4 月から佐用自動車教習所の閉校を受けて、近隣の相生、赤穂、山崎、龍野の教習所では、佐用町内の受講者に便宜を図っていただいております。

昨年の 6 月には、4 教習所を訪問し、改めて高齢者講習に関するお礼と協力依頼をお願いし、その中で、相生、赤穂、山崎の三つの自動車教習所が、佐用地区教習所協力会を作り、自力で教習所までの移動が困難な方に対して、送迎バスを運行していただくとともに、佐用町からの受講者が優先して受講できる日を設けるなどして、高齢者講習が受講しやすいよう努力と協力をいただいております。

町といたしましても、高齢者講習の案内を広報 8 月号に掲載し、佐用チャンネルの文字放送で継続して繰り返し放送をしている状況でございます。

受講状況は、平成 25 年 4 月から平成 26 年 2 月までの間に、山崎自動車教習所が 307 名、赤穂自動車教習所が 115 名、相生自動車教習所が 19 名、龍野自動車学院が 94 名で、合計 535 名となっております。

今後も、佐用警察署、佐用交通安全協会、近隣の自動車教習所と連携を図りながら、町内高齢者の方が安心して講習が受講できるよう、引き続いての各教習所にご協力をお願いし、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

じゃあ、再質問を行います。

まず、建設業退職共済、建退共の関係であります。まず、基本的な点から確認していきます。

この建退共の掛金関係でありますけれども、まず、町発注工事では工事積算価格に含まれているというふうに言われていますけれども、これは、間違いないのかという点と。

それから、前回の答弁で、町指名業者もほとんど、この歴史もあるし、共済加入業者であるということでありました。そういうことであれば、町内土木建設業で働く全ての人がね、この国からの退職金共済の証紙を受ける権利がある。このように言えると思えますけれども、この2点は、確認できるかどうか。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 建設課長、答弁。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 積算の中には入っておるということになっております。

議長（西岡 正君） はい、もう1点。

全ての。町内全ての。

[鍋島君「みんな権利もっておる」と呼ぶ]

建設課長（鎌内正至君） 働く労働者、全てが、その権利を有しておるいうふうになっております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） はい、ありがとうございました。

それで、前回の答弁の中でね、いわゆる実際、個人の現場労働者の手帳に張りつけされておるかどうかという問題。これは、分からない。今回の答弁も、そこは分からないということでもあります。

それから、下請業者への証紙の現物支給、これは確認できているという答弁が、今、ありました。

それで、まず、その点で確認したいのは、受注業者、町発注工事の受注業者は、100万円以上の請負契約であればね、金融機関の収納証明書、これ貼付を義務づけているということでもあります。

では、これ100万円以下では、貼付を義務づけないのは、どういう理由なのか。100万円以下も積算価格に含まれているんだったら、義務づけるべきじゃないか。そのように思いますけど、いかがでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 100 万以下の工事でありましても、必ず購入するということになっております。

国、県、町が求めているのは、100 万円以上の工事について領収書を添付してくださいということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） だったら、100 万円以下は、義務づけなくても間違いないという断言できるんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 全ての工事について貼付はされておりましたが、業者のほうは、購入されていると確信はしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、下請業者への現物支給がね、元請からあるかどうかという点では、先ほど、町長の答弁では、その下請け業者への証紙の現物支給は確認できているというふうに言われました。

実際、下請業者から、その現物支給はないというような実態はないのかどうかね。これは、実は、ここではなくて、全国的にはね、この元請業者から現物支給がないということが、問題になって、新聞報道等もされておるわけですけども、本町においては、そういうことがないということは断言できるかということと。

それとあと、個人の手帳までね、貼付、張りつけが確認できないということでもありますけれども、これ確認する必要はないのか。つまり、積算価格に掛金が、公金を支払っているということであればね、公金の使い道として適切かどうかという最後まで見届ける責任はないのかなという気はしますけども、この2点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはり、この制度を確実に運用していくためにはですね、これは国の制度でありますから、国が、そういう制度の中で、それぞれチェックをするような形で通知もありますし、また、制度になっております。

先ほど、答弁させていただきましたように、最終的に、毎年、経営審査という形でですね、建設業の経営事項審査申請書というものを添付させてですね、各業者のですね、経営状態を、そこで、県のほうでチェックをされるわけです。そこに、それに証紙等の写しとかですね、それから、元請、下請間での証書のやりとりということに対しての確認ができるようになっていて、私は、思っておりますし、町が建設業界、それぞれの個人ですね、会社員のそれが払っているかどうかまでね、この制度は、確かに公金として、積算の中には含まれていたとしてもですね、そこまで、町の制度の中でするとこまでは、これは、できないと思います。まあ、する必要がないというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） 私はね、実際できるかどうかは別問題として、こういう制度の普及や何やらは、先ほど、通達の説明もありました。町も関係者にパンフを配布したり、指導をしているということでもあります。

で、まあ、決定的なね、これは履行されるかどうかの根拠というのは、大事な点というのは、建設現場労働者の、ほとんどの人がね、こういう制度があり、仕事をすれば1日310円の証紙が手帳に張られると。この事実がね、やっぱり周知徹底されているかどうかというのがね、これ大事な点だというふうに思うんですね。

それで、お願いも含めて確認したいのは、関係者へのパンフ配布等、説明も大事だけれども、全町民的にね、先ほど言われたように、建設現場労働者は、この退職金共済制度がある。このように、1日証紙をもらえるんだというような内容を、これは国の制度としてあるということですから、広報等ですね、周知徹底していくと。そうすれば、両方からチェックできますので、町が最終的に個人のとこへ行って手帳を見て確認って、そんなことできませんから、そういったことがしなくても、完全履行ができるんじゃないかというふうに思うんですけど、そういう広報等での周知、これが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、その状況をですね、もう一度、担当課のほうで、それを確認をして、他市町なんか、どのような取り組みをされておるのか。国としての指導もどうなのか。県の指導とかですね、そういうことで、町の中で、そういう、その啓蒙をしなきゃいけないということであれば、広報誌等で、こういう制度についての掲載ということもね、それは、必要であれば検討させますけれども、これはやはり、佐用町だけの問題ではない。これは全国で行われている問題ですから、そういう状況は、見させていただいて考えたい

と思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、公共施設の関係、2 番目の問題に移ります。

答弁の中でね、前回答弁された子供たちの文化、スポーツ活動の減免を拡充するというのは、もう現状はね、そうなっているという答弁がありました。その点では、大きく前進したというふうに、前回、拡充でしたから、前進したと思います。

それで問題は、一般の人たちの使用料についてという問題です。確かに、各団体の半額、減額制度、これを適用されておるということは、前回の時も答弁ありました。

しかし、前回議論したのは、わずか、わずかというのが、年間社会教育施設は 350 万円ほどね。年間総収入額が 24 年決算で。そういう中で、半分はもう文化情報センターですから、このわずかなね、使用料をとって利用率を低下させるよりも、無料にして利用率を高めるほうが費用対効果があるという点ではね、町長も、そう答弁されたんです。それは、利用率が高まることは期待できるという答弁をされました。

それで、あの時、問題とされたのはね、施設を利用する人と、しない人でね、それが片一方無料ということになれば、不公平の問題があるということで、答弁され、今回は、不公平だけじゃなくて、何ですか、協会への加入が減少するというようなことを挙げておられますけれども、前回、不公平が生じるというふうに言われたんですけども、あれは、今でも、そう思っておられますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうことは、やっぱりあることは確かだと思いますね。公共施設、これみんな町が管理、建設し、公金で全部設置を運営しているわけでありまして、これは、ほかの件でも受益者負担ということで、直接、その受益を益を得られる方に負担をしていただくという、一つのこれも行政のある意味では原則であります。

だから、そういう意味では、不公平ということも言えないことはないということで話させていただいたと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） この点で、ぜひちょっと聞いていただきたいのは、受益者負担の原則の問題も当然、行政はあるんですが、今、議論しているのは、費用対効果を、どう高めるかと。どれだけ活発に施設を利用していただくかと町民の方にね。いう点が中心の議論なんですよね。

で、その中で、前回、そのための無料の支障となった不公平という問題はね、私は、当たらないと思っておるんですよ。

だいたい、公平とか不公平というのはね、これは条件の問題なんです。ですから、町

長が仮に施設を利用する人と、利用しない人ということで、町民を区分できるのであればね、不公平とは何なのかということなんです。不公平というのは、この施設を利用する時に利用される方は無料だけれども、利用されない方は、たまたま一生に一度利用されるとしたら、それは有料だと。これが不公平の考え方ですね。

初めから、条件として全町民対象に無料ということになれば、これは条件としては、公平なんですよというふうに考えるのが、普通の公平、不公平の考え方じゃないか。それが1点。できたら、その見解。

それから、先ほど、無料にしたら、各協協会が減少すると。これは、そうなるんでしょうか。無料にして、むしろ活発にね、サークル、例え仮に、協会に加入されてない方が活発に利用されるということは、全体的にね、底の引き上げになるんじゃないか。文化活動、体育活動のね。こう考えるのが普通じゃないかと思えますけれども、この2点、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） こういう施設をですね、使った場合の費用対効果と、それから受益者負担。これはやはり非常に考え方ですね、何も、そこにこだわって全て考えるわけではないと思います。だから、そこはバランスをとって、特に費用対効果のことを言ってもですね、もともと、もうほとんど無料に近いようなですね、料金設定。特に、佐用町の場合には、他の周辺市町と比べますと、だいたい半分から3分の1ぐらいの使用料の設定になっております。

今回、宍粟市が無料にされたということで、大きく取り上げられておりますけれどもね、これについても、佐用町の場合、ほとんどの利用者については、無料に既にやっているわけでありまして、体育館なんかの使用料についても佐用町は、以前から宍粟市なんかの半分ぐらいの使用料の設定になってました。

だから、つい最近までは宍粟市でも、それだけの料金を取っていたということなんです。

そういう中で、個人の、じゃあ、利用があるのかと。基本的にこれ、ほとんど体育館を1人で利用されるというようなことは、あまりないです。それから、運動場、グラウンドを1人で利用されるというようなことは、1人で来られたら、1人で、そこで、みんな実際には走ったり、周辺使っておられます。まあ、器具を使ったりする場合には、これは、利用申し込みをしていただくわけですが、ですから、それほど何も、この今の条例の中でね、大きな影響はないと思います。

ただ、やはり今、活動していただくのにですね、体育協会や文化協会、ここは本当に会員の方が、全体が減少しておりますからね、やはり協会のほうでは、そういうふうなことを懸念をされるということは、私は、聞いております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） ちょっとね、話がちょっとすりかわってきよんでね、私、言っているのは、従来、町内いろんなサークルがね、いろんなサークルが無料だった施設が、こ

の条例改正の中でね、改正の中で有料になったと。しかし、それは、いろいろ減額規定の中で半額になって安くなっておるといふ点は、何も否定してないし、答弁、そのとおりだと思ふんですよ。

問題は、従来無料だって利用率が落ちている傾向があればね、これを無料化したらどうなのかというのが、私の提案なんですね。

個人で使う人はいないとか、そういう問題じゃないんですよ。従来無料だった、いろんなサークルが、有料になっている事実。これが、やっぱり費用対効果を低下させているね、私は原因だと見ておるだが。そのあたりをね、どうなのかということなんです。

だから、今、無料じゃないですよ。半額ですよ。今、再度答弁されたように。それは、違ふんじゃないか。

それから、宍粟市のやつも、ここ一つの説明がありますけれども、何も団体じゃないです。65歳以上の人なんですよ。だから、もちろん、1人か2人でも、当然、利用する必要があれば無料になるということなんですね。団体が限定されてない。

[町長「それは、言うてません」と呼ぶ]

16番（鍋島裕文君） ああ、言うてないんですか。はい。
だったら、その点、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 公共施設ということなので、これ文化施設も含まれているんですね。今の議論に。

[鍋島君「そうです」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 宍粟市の場合なんか、これ

[鍋島君「体育施設」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 体育施設だけなんですよ。

ですから、そこで、ちょっと宍粟市のことと比べてどうのと。宍粟市があるからどうのと、宍粟市があるからこうしたらという話では、ちょっと、また、そこで内容的に、ちょっとかみ合わない部分があるんですけども、文化施設においてもですね、そういう団体については、半額。また、料金を少なくしてます。それによって、利用量が少なくなっているとは、私は、思っておりません。

この施設も佐用町の中に、いろんな施設、たくさんありますから、これは十分、それぞれ活用していただけるように、また、内容によっては役場の施設なり、そういう無料で使っていただくところもありますから、そういうところを使っていただければいいと思っております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 空き家対策の関係、3 点目に移ります。

昨日の答弁で、だいたい町長の見解は分かりました。一つ判定の難しさね。いうことも一つのどうなのかということで、これは当然、客観的な基準、目視だったら目視の基準は県が提示されるでしょうから、それに基づいての判定ということになりますけども、そのあたりは、より改正する方向で意見を挙げていただきたいというふうに思います。そうなった場合ね。

ちょっと、1 点、昨日、ちょっと気になったのは、石堂議員が最後に言われたね、今、国が特別措置法進めている段階で、固定資産税の問題ね、あれは町で何とかできないかという点だけ、ちょっと確認して聞きたいんですけども。

空き家を撤去して更地にすればね、固定資産税が小規模住宅用地だったら 6 倍になります。これは、とてもじゃないけど、支障になるのは、もう明白ですね。これは今、特別措置法で検討しているのは、おそらくそうした場合に、財源の補填や何やらということも含めた検討をされておるんじゃないかと思うんですけども。仮にですよ、現在、更地の人と、それから、この仮に条例つくって空き家撤去でやった場合には、空き家撤去の場合は、仮にそういった減免制度というんか、住宅特例法適用すると。更地になってもというようなことは、税制事務上、条例でできるかどうか。

もしも、できるんだったら、それもぜひ、研究していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） 制度上のことは、また、税務課長のほうから答弁させますけれども、確かに、今、壊されないという中でね、壊すと税がグッと上がってしまうと。だから、そのまま置いておくんだと言われる方。確かに、それで撤去されない例も、私も確認はいたしております。

制度ができるのかどうか。これ法律の問題なんで、税務課長、分かる範囲で。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

先ほど、鍋島議員さんがご指摘のように、住居用の建物が建っている場合は、200 平米までが 6 分の 1、そのほかは 3 分の 1 ということで減額がされております。

それが撤去されますと、現在の法律では、同じように、その 6 分の 1 とか 3 分の 1 を、そのまま減免することは不可能ではないかなというふうに考えております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう時間もないんで、西はりま天文台公園と自動車教習所の関係、ちょっとまとめて、答弁よろしくお願いします。

アスレチック撤去についてね、その後も多くの声が寄せられたと。リピーターのお客さんからね、いうのが前回の中でありました。

ぜひ、それに対応するような仕掛けもね、考えていかないとという答弁の中で、町長は、今の答弁では、伊藤センター長を中心にね、屋外でも、そういう子供さんが楽しめるようなものを計画されておるということですが、これは、いつ頃までにできるというふうに聞いておられるのかという点と。

それから、先般、これ産業建設委員会でね、西はりま天文台公園、充実させなきゃいけないという町の取り組みの中ではどうなのかということで、長尾のあれ、登り口ですか、大撫山の、あそこに案内看板があったらしいですわ。ところが、あそこの何か、道路工事か何かで撤去されて、そのまま放置されているというようなことが産建委員会でね、指摘があったんですけども、もしも、それが事実としたら、そういうことこそ、きちっと対応すべきじゃないかというふうに思うんですけど、この2点、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「天文台公園長。答弁させます。」〕

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（和田 進君） 今、屋外施設の展示物については、センター長を中心に協議をさせていただいて、今、予算要求についても、今年度、当初に挙げましたけれど、この部分については、保留ということです。

これから、追加要望ということで、26 年度中に事業のほうをまとめて、県大のほうに要望をしていきたいと思っております。

それから、看板についても、縦貫道の下のところの看板が落ちているように思っているんですけど、ちょっと、そのへんで調整のほうができているんですけど、できるだけ看板についても、そのへんの部分について調整をしていきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 看板についてはね、また、具体的に確認して、本当に、早急に産建委員会、先月、あの時出たんだから、もう対応されておると思ったんですけども、それは、ぜひまた確認してやってください。

それじゃあ、すいません。2 項目目に移ります。よろしく申し上げます。

次に、臨時・非常勤職員の待遇改善を求めて質問いたします。

臨時・非常勤職員の実態について、例えば、保育園で働く保育士の雇用形態を見れば、昨年 10 月 1 日現在での当局の資料によれば、正規の保育士が 36 名に対し、臨時・非常勤など非正規の保育士が 40 名となっています。

過去の質問でも明らかになったように、臨時・非常勤の保育士がクラス担任の例など、

業務内容や責任においても正規の保育士との差はなく、数からしても非常勤の保育士が現場業務の中核を担っているともいえるのが実態ではないでしょうか。

ところが、賃金など待遇面での格差があり、同一労働同一賃金の原則から、検討する必要があると思います。

そこで、第1点目、本町一般職のうち正規、非正規の職員数はどうなっているか。

第2点目、同一労働同一賃金の原則からして、正規・非正規の格差を是正すべきではないか。

第3点目、社会的な最低賃金の引き上げで景気回復がいられています。時間給の引き上げを検討すべきでは。

第4点目、町職員給与条例では第5条第2項で、臨時・非常勤職員の期末手当が削除されています。これは、前回の給与改定の中で取られた措置であります。格差是正の立場から再考すべきではないか。

第5点目、今回の笹ヶ丘荘の非常勤調理員の採用は公募されていません。

そこで、1、合併後、公募なき職員採用は何件ほどあったのか。また、その理由は。

2、公募を原則とする職員採用方針は厳守すべきではないか。

第6点目、長期任用が必要な臨時・非常勤職員は正規職員にすべきではないか。

以上、よろしくお願いたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

臨時職員・非常勤職員の待遇改善という点について、6点のご質問でございますが、まず、1点目の正規職員と非正規職員の人数でございますが、平成25年4月1日現在で、一部事務組合や県へ派遣している者も含めて正規職員が286名、非常勤職員と臨時的任用職員を合わせた、いわゆる非正規職員が205名という状況でございます。

2点目の正規職員と非正規職員の間いわゆる格差につきましては、給与、勤務条件、福利厚生等を合わせた処遇において格差があることは、当然、認識いたしております。この差異につきましては、職務、職責の違いに応じたものであり、募集の際に、それぞれ採用条件を明示しており、承知いただいた方に応募いただき、双方合意の上で採用に至っていると認識をいたしております。

しかしながら町といたしましても、佐用町のために、それぞれ一生懸命働いていただいている職員の皆さんの処遇改善には力を入れており、合併後においても、給与の日給制から月給制への移行、忌引き等特別休暇の付与日数の増、社会保険・厚生年金への加入等処遇改善を行ってきております。

3点目の時給の引上げと、4点目の期末手当の支給につきましては、平成23年4月に、法的に最長でも任用期間が1年以内とされる臨時的任用職員の生活雇用の安定を図るために、非常勤職員への任用変更と、不安定な日給月給から安定した収入保障のための給与の月給化を実施した際に、給与面で職員に不利益が生じないように、それ以前に支給していた年2回の期末手当の金額も含めた年収換算で支給額が増額となることを基本に月給を決定をしております。その趣旨を対象職員に説明し、理解をいただいたところであります。

また、短期間、あるいは短時間勤務の方に適用している時給についても、今、最低でも時給830円と、兵庫県の最低賃金761円を上回っていることから、今回の最低賃金の引き上げに合わせた給料月額引き上げ等については、今のところ考えておりません。

5点目の笹ヶ丘荘の非常勤の調理員の採用の件につきましては、宿泊施設においてお客様に料理を提供するという職務の特殊性から、公募には馴染まないと判断をし、人材を探しておりましたところ、料理店やホテルなどで経験を積んだ方が町内に帰ってきておられるということを知り、本人の意向を確認した上で、履歴書の提出、個別の面接、さらに料理の試食という選考を経て、人物、料理の腕前とも優れていると判断し、4月から1年間の任期で非常勤職員として採用させていただきたくことを、議員の皆さん、また、全員の議員協議会でもご説明を申し上げたところであります。なお、採用後1年間の勤務状況などを見させていただき、その後の方針は決定をしていきたいと考えております。

また、毎年20名前後の方を公募によらない選考で採用をしておりますが、これは例外的に、教育委員会関係の専門的知識や経験を有する職や、行政経験を必要とする施設の管理の責任者、短期の任用や極めて短時間の任用。また、急を要する任用など、即戦力となる必要があることから、経験や資格等を重視し、選考による採用をしているところでございます。

最後に6点目の長期任用が必要な臨時職員、非常勤職員を正規職員にすべきではないかということにつきましては、佐用町がおかれている財政状況、職員の定員適正化の問題で国・県からの指導も当然あり、正規職員を増員するということは困難な状況であり、今後さらに、非常勤職員等多様な雇用形態を活用して効率的な町政運営に努めてまいりたい所存でございます。

以上、このご質問に対しての、この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問を時間もありませんけども、させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、7分しかありません。

16 番（鍋島裕文君） 今、答弁の中でね、結局、正規、非正規の格差は当然あるという答弁でありました。これ、1面は正しいんだけど、ただ、私が言っているのはね、具体的に、今、保育士さんの例で、この点を検討しよんですね。検証させてもらいよんです。

で、これは、今まで議論あったように、非正規だろうと、何だろうと、クラス担任もするという状況です。そういうことになれば、もちろん、管理職じゃありませんから、管理職手当じゃない、非正規はならないんですけども、そういうことであればね、同一労働同一賃金の原則とか、それから地方公務員法、いろんな法律ありますね。労働基準法。それで、地方公務員法なんかは、職務給の原則ですか。24条。職員の給与は、職務、責任に応じて出されなきゃならないという、これは基本的には正職員に適用されるんですけども、しかし、保育の現場というのは、正規も非正規も、むしろ非正規の方のほうが多い中で、これは保育の現場であります。

そういうことからすればね、例え、非正規であっても、同一労働同一賃金という立場からすれば、これは、格差がありすぎるのは問題じゃないかという点が、この指摘なんです。

それで、確認したいのは、正規の保育士、非正規の保育士を比べた場合に、同一労働とは言えないという根拠を持ってられるんだとしたら、ぜひ示していただきたい。

それから、2点目に、それがそうでないということであればね、責任も職務も同じだということであれば、先ほどの期末手当の問題とか、時間給の引き上げの問題、これは当然、

最初、契約時にね、これで納得してもらっておると言っただって、そんなもん、納得しないと採用されないから、納得しているわけで、私が言っているのは、法や行政のあり方としてね、行政のあり方として、それでいいのかということを知っているわけですね。そういうことからしたら、時間給の引き上げや条例にない、省かれた期末手当、これ再度、やっぱり入れるべきじゃないか。それで、同一労働同一賃金じゃない、同一労働でないという根拠があれば、ぜひ保育士の関係で示していただきたい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） やはり、その契約で働いていただいているわけでありまして、その中でですね、責任の問題として、当然これは、非正規と正規職員の責任は違います。

だから、その実際に行っている中での職務がね、これはどこの職場においても同じ、どこが正規職員で違うかといった、同じような内容のことを当然、職務として行っているわけです。

ただ、全て同一だと言われるとそうではない。やっぱり、それは一番大きいのは、そこにいる責任として、いろんな、もし、何か事故があった時でも、やっぱりこれは、正規職員というのは、その正規職員としての責任を負わなきゃいけない。非正規職員としては、非正規職員の限定された責任という形になろうかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 差支えなかったら、その責任とは、どんなに違うんですか。

同じ、同じ、つまり管理職との比較じゃないですよ。同じ立場の正規、非正規のね、管理職でない保育士の責任のとり方というのは、どう違うんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、その内容によって、私は、ここですね、法律家じゃないんで、答えることはできませんけれども。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） ぜひね、そのあたり明確にしないとね、やっぱり同一労働同一賃金とか、地方公務員法とか、法律を守るというのが、これ行政の責任ですから、その立場から見て、逸脱しているのであれば、ぜひ是正すべきだと。

で、同じような仕事をして、格差があるのは、あんまりだなという声は、ぜひ耳を傾けていただきたい。それは、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） その点は、私らもね、改善するところは改善していこうということで、これまでも取り組んできました。

ただ、保育士につきましてはですね、職員が、これだけ毎年減員している中で、元々の正規職員というのは、減員をしてきておりません。それで、なぜ、これだけの非正規職員が増えてきているかという、保育の実際の内容がですね、非常にまあ当然、未満児、また、延長保育、いろいろと現場の中で、短期的にですね、正規職員だけでは、の時間、8時間ではできない、そういう保育を行ってきた中で、増えてきているところが非常に大きいわけです。

ですから、現在においてもですね、職員の減員はずっとやってきておりますけども、保育士については、基本的には、退職されたり減員した分については、補充で正規職員として採用してきておる。そのことはご理解いただきたいと思えます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） 実態は、よく今までの議論の中で分かっています。

ただ、今の現状でね、その同一労働という観点から見て、どうなのかということ。これは、是正が必要だったら必要、是正するという答弁をしていただきましたので、これぜひ考えていただきたい。

それから、私が最後に言った、長期任用、今言われたように、長期任用が必要な保育士についてはね、やっぱり正規職員にすべきじゃないかという点は、今の非正規を全員、すぐにやれなんてこと言っているんじゃないんですよ。これはもう物理的に不可能です。そういうこと言っているんじゃないかと、やっぱり基本的にはね、町の考え方として、そういう立場で臨むべきじゃないかと。必要なところは。そのことです。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、これから今ですね、保育所においてもですね、これからの保育を、また、充実し、また、幼児教育も、これから力を入れていきたい。保育園の統合も、今、進めております。そういう規模の適正化を成した上でですね、そういう実際に必要な職員というのは、私は、どれだけの職員が必要かという中で、必要であれば、それは、また、職員としてですね、増員も当然、必要であれば増員もしていかなきゃいけないと。職員の正規化ということもしていかなきゃいけない。そのことは、全体としては考え、構想としては考えております。

議長（西岡 正君） はい、時間回りました。

16 番（鍋島裕文君） はい、ありがとうございました。これで、質問終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文議員の発言は終わりました。
続いて、17 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。

〔17 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

17 番（平岡きぬゑ君） 17 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2 項目について質問を行います。

まず、1 項目目、町公共交通の現状と、今後の取り組みについてを伺います。

公共交通の果たす役割は、住み続けられる地域づくりのために重要な課題です。町公共交通対策会議の開催状況はどうなっているのかを、次の点について、検討協議状況を明らかにしていただきたいと思えます。

1、3 月姫新線ダイヤ改正に伴う変更で利用者への影響はありませんか。

2、さよさよサービスは社協に移譲されましたが、毎日運行を求める声は引き続き聞かれます。改善に向けた検討状況はどうなっていますか。

3、タクシー助成券増冊の検討はされていますか。

4、コミュニティバス運行は、土曜、日曜、祝日の運行や、さらに増便を求める声を聞いておりますが、その検討状況はどうなっていますか。

5 点目に、公共交通対策会議だけでなく、利用する当事者の生の声を把握することがまず重要だと考えますが、どのように把握されているのかを伺います。

6 点目、交通権を保障するために自治体で交通基本条例を制定し、その実現を図るところ、自治体があります。町で基本条例制定を行う考えがあるのかどうかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後となります平岡きぬゑ議員からのご質問にお答えをさせていただきますと思えます。

まず、町の町公共交通の現状と今後の取り組みについてということですが、佐用町の地域公共交通に関しましては、地域の需要に応じた日常生活に必要なバス等の旅客運送の確保や旅客の利便性を向上させることを目的とした佐用町地域公共交通会議と、平成 21 年 3 月に策定した佐用町地域公共交通総合連携計画の進捗状況や利用状況の確認することを目的とした佐用町公共交通対策協議会の二つの組織を設置をいたしております。

それぞれ、交通事業者や利用者、兵庫県、神戸運輸監理部など、関係機関で構成しており、二つの組織の会議を年 1 回から 2 回、同時開催を行い、各関係機関が佐用町の交通施策の目的や利用状況などを共通認識する中で、各事業の推進を図ってきたところでございます。

1 点目の 3 月姫新線ダイヤ改正に伴う変更で利用者への影響はないかのご質問でございますが、JR 姫新線は、本年 3 月 15 日からダイヤ改正が行われておりますが、従前ダイヤとほぼ変わらず、また、便数も現状を維持しておりますので、利用に関しては、これ

までと比べて影響がないものと考えております。また、播磨徳久駅や三日月駅から連結しているコミュニティバスの利便性にも影響はないと考えております。

2点目の、さよさよサービスは社協に移譲しているが、毎日運行を求める声は引き続き聞かれる。改善の検討状況はということについてのご質問でございますが、昨年12月の議会はもとより、これまで幾度となく、この議員から改善の要望ということでご質問をいただいておりますけれども、佐用町におきましては、これまで、いろいろとご答弁申し上げましたとおり、いろいろな交通対策を行ってきております。これによって、改善検討ということはいたしておりませんので、改めて、付け加えて答弁することが、内容はありまないので、同じ繰り返しになりますが、お答えをさせていただきます。

さよさよサービスは、町内を二つの地域に分けて隔日運行し、通院や買い物など利用者の方々に、既に定着をして、多くの方にご利用をいただいているところでございます。

また、平成25年4月からは、佐用町の運行形態を、そのまま引き継いでいただくことで、さよさよサービスを社会福祉協議会へ移譲し事業の継続展開を図っているところでございます。

佐用町の交通サービスにおきましては、このさよさよサービスとともに、タクシーの助成制度、コミバスの運行、バス運賃の助成など周辺他市町と比べていただいても手厚い交通対策を行っていると考えておりますので、この形態を、今後とも維持してまいりたいと考えております。

さよさよサービスの運行につきまして、毎日ということになりますと、これまでもお話しさせていただいておりますけれども、公共性の観点から、町内のタクシー事業者等の方の経営が、今以上に圧迫することになりますので、現在の運行形態というのが、現在における適切な運行形態ではないかというふうに、私は、考えております。

3点目のタクシー助成券増刷の検討はされたかということについてであります。現在、タクシー助成券は年間3冊まで購入することができて、昨年1年間で約1,600冊販売をいたしております。そのうち3冊目は約260冊を販売し、一昨年と比較しましてもほぼ同数となっております。

外出支援事業といたしまして、さよさよサービス事業とタクシー運賃助成事業は、それぞれ公平性を保ちながら、今後も活用いただきたいと考えております。これまでの一般質問に対する答弁と変更はございません。

次に4点目のコミバス運行は、土日・祝日の運行や増便を求める声を聞くが、検討状況はというご質問でございますが、コミュニティバスを委託している事業者から、利用者の方、私が確認しているのは、1名の方から土日・祝日の運行をしてほしいという声があったということは確認をしております。しかし、コミュニティバスは佐用町が神戸運輸監理部から市町村運営有償運送の許可を得て、佐用町が主体となって運行を行っており、タクシーなどの他の交通機関とのバランスを考慮しながら運行しなければなりません。また、土日、祝日の運行となりますと、通学などの利用がほとんどありませんし、役場も閉庁をしております。運行利用者も非常に少ないということ。また、タクシーの運行業者への影響、また、運行上、緊急事態が発生した場合に、対応が、町として責任を持って管理できない。そういう点からも見て、土日運行の祝日を運行することは考えておりません。

次に5点目の公共交通対策会議だけではなく、利用する当事者の生の声を把握することが、まず重要であり、どのように把握しているのかということですが、運転員が聞いた利用者の皆さんからの生の意見のうち、運行上重要なことについては、必ず町へ報告をいただいております。その他、電話などで直接ご意見をいただくこともあり、それらの声、特に運行ダイヤ等の変更など対応が可能なものにつきましては、できる限りご要望にお応えし、より利便性が高まるように努力をしているところであります。

最後に6点目の交通権を保障するために自治体で交通基本条例を策定し、その実現を図る自治体があるが、町で基本条例の制定を行う考えがあるのかということでございますが、佐用町の場合、鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者などと連携のもと、特に、移動手段を持たない町民の皆様の日常生活を営むために必要な移動手段を維持・確保することを目的に、平成21年3月に佐用町地域公共交通総合連携計画を策定し、その計画に沿いさよさよサービスやコミュニティバスの運行を始め、タクシー運賃の助成など、様々な事業を実施しております。その他、町民の皆様の協力のもと、鉄道の利用促進を実施するほか、江川地域では地域の力で江川ふれあい号が運行されるなど、町民の皆さんと交通事業者、また行政が協働する中で他の市町村に先駆けてサービスを行っている状況であり、今から交通基本条例を制定する必要はないというふうに考えております。

以上、この場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

17番（平岡きぬゑ君） はい、平岡きぬゑ議員。

まず、1点目の3月のダイヤ改正に伴う変更については、ほとんど変わらないという回答でありましたけれど、姫新線を利用されている、して、そしてコミュニティバスに乗る、そういう連絡調整をもっと改善してほしいという、そういった声を、私は、聞いているところなんですけど、現在の運行の時間帯は変わらないかもしれませんが、それは従前からの改善の要望だと思いますけれど、そういったことについては、実態は、把握されておりますか。その点、まず、1点目お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） また、詳しいこと、追加で担当課長のほうから答弁もあろうかとも思いますけれども、私も以前にですね、姫新線、それはどこの駅かという、私は徳久駅での連結が悪いからということでお聞きして、そのことについては、改善をしたというふうに思っております。

そのほかのことにつきましては、私のほうには、耳には入っておりませんが、担当課長、何かありますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 私のほうにもですね、入っておりますのは、町長がお答えしたとおりでございます。

コミュニティバスと姫新線との連結につきましてはですね、上り下り全てをですね、姫新線合わせるわけにはいきませんので、どちらかに合わせるような形でやっております。

例えば、佐用―船越線でございますと上りの姫路方面で連結できるようなね形で合わせたりしております。

また、下りのほうが多い。乗客が多い時には、下りに合わせるというような形で、現在、コミュニティバスの時刻をですね、設定しているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 姫新線を利用して姫路に行って、ですから下りになるんですけど、そのコミュニティバスの時間帯、本数の増便という結論的には、それで対応してほしいという要求なんです。

今あるルートでの接続だけではなくて、姫新線を利用して、それから次のコミバスを待つまでの間が長時間になるのではというのが、私のほうに届いている声です。

ですので、役場のほうではつかまれているということなんですけれども、これは町内の福祉施設関係者の方の声です。ですから、帰られたら、そこからまた、出向いて行って、送迎が必要になるという例があるということなんです。そういうことも含めて、どこに、そういった声は反映されたらいいのかということも、合せて聞かれているんですけど、そういった声をね、先ほど、生の声をつかむのが必要ではないかという、そういった声をつかむ、出せる場がないのではないかと思うので、住民の要望をね、きちんと聞いていくということでは、さらに必要ではないかと思います。

で、次にいきますけれど、さよさよサービスが社協に移譲されているわけなんですけれども、利用者の利用数が 24 年度で決算資料で 1 万 2,705 人ということなんですけれども、25 年度移譲された後、利用者数の変化はありますか。その点が 1 点。

それから、タクシー助成券の増刷の検討の関係の中でお尋ねしたいんですけど、町として 1 冊 12 枚綴りの券、1,000 円を 3 冊まで利用者が購入して、その券を使って、町は 2,000 円以下については、2 分の 1 の補助。2,000 円から 3,000 円までについては、1,000 円を補助し、3,000 円以上については 2,000 円を補助すると、こういう形でタクシー券については、1 万 7,793 人の利用者の方が 24 年度についての決算資料では、それぞれ利用されているのですが、そこでお尋ねしたいのは、利用券、当然、券の購入者は、町がちゃんと把握されていると思うんですけど、その後、補助される 2 分の 1 であるとか、それから 1,000 円、また、2,000 円を補助しているという、そういった乗車された後の補助の内容については、内訳はどのようになっているのか、一番新しいというか、整理ができていていいんですけど、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） あと詳しくは、また、担当課長からお答えさせていただきます。

さよさよサービスにしても、タクシーにしても、利用者が、若干、逆に減っているというような状況もあろうかと思えます。

私、これは、やはり、タクシーのほうは横ばいでしょうか。さよさよサービスのほうというのは、やはり高齢者の方もですね、体の都合で、いろんな施設に入られたり、もしくは、亡くなられたりというような方も出てくる。当然。

また、かなりの高年の方でも、ほとんど若い時から、ずっと車で運転されておりますから、自分で、もう車で運転される方は、相当の方でも、皆、自分の車で移動されます。

そういう意味で、全体の利用が必要な方という方は、これは、あんまり大きく増えないとは、今、当面、思いますし、若干減ってくるのは、これは、そういう影響だというふう

に、私は思っております。

担当課長。

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず、タクシーでございますけど、25年につきましては、月の平均でいきますと、今現在、1月末の集計しか、ちょっと分からないんですけど、月件数にしまして、平均で50件ぐらい減っておろうかと思えます。

ですから、5業者平均しますと、10件。1日当たりの件数には、ちょっと出にくい数字かも分かりませんが、月平均で50件でございます。

それから、さよさよサービスでございますけど、さよさよサービスにつきましては、24年と、これもあくまで比較をしますが、1月末現在での平均でいきますと、町内全部で月28件の、今現在、マイナスでございます。1日にしますと1件ほどになろうかと思えますが、2月、3月のね、状況がちょっとまだ分かりませんので、これ何とも言えませんが、横、昨年なみか、若干減っているという程度でございます。

それから、先ほど、最後に言われました、助成制度の割引制度等につきましては、ちょっと、今日、決算等は持ってきておりませんので、また、ご利用でしたら、うちの課のほうに寄っていただければ、ご報告できるかと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17番（平岡きぬゑ君） 利用券をね、活用して、その後、内訳をお尋ねしたのは、そういうのは分析されているのかどうかというのを、ちょっと聞いていなかったの、今回、お尋ねしました。

というのは、あるケースなんですけれど、近い距離、タクシー券を使って、近い距離をタクシーの方に依頼したところ、あまり近いのでいうことで、乗車できなかったということ、私は、1件しか聞いてないんですが、そういったケースも伺いました。

で、その方はですね、高齢者の方で、運転免許返納事業で町がやっています、その贈呈ですね、さよさよサービス券3,000円券10枚綴りですけれど、それとタクシー1,000円の12枚綴り1冊を贈呈するという、そういう事業で受け取ったものを活用しようとしたところ、そういった事態にあったということで、こちらに話が聞こえてきたんですけれど、こういった、今現在、運転はできているけれども、高齢に伴って運転免許を返納するという、その返納時にあたって、町として、そういう助成制度を実際やられているんですが、24年度で人数見ましたら、29人の方が受けられておりますが、この受けられる方が、ドンドン、これから、ますます増えてくるケースになろうかと思うんですけれど、タクシー券、長距離だったら乗せてもらえるけど、近くだったらだめだったというようなケースを伺ったので、一体町が助成されている内容をね、内訳をお尋ねしたのは、そこらへんに根拠があるので、そのへんも、もし町としても聞かれていることがありましたら、お教え願いますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そこまで詳しい、私のほうには、報告はありませんけどね、これはタクシー券がどうという問題じゃなくって、この近距離を拒否するということは、運輸局から、このタクシーというのは認可を受けているので、これは、何か、法律的にも、そういうことが拒否はできないということになっているんじゃないですか。それは、その違反ではないかと思えますから、もし、そういうことがされる業者があるんだったら、そちらのほう、運輸局のほうに、不服申し立てを、異議申し立てをするとかですね、するということになるのかと思えますけどもね。許可しているほうへですね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） それと、コミバスの関係なんですけれども、先ほどのご回答では、コミバスについては、町が主体となっているので、他の交通と、特にタクシー業者への影響が大きいのでということ。それから、緊急時対応ができないというのが、町が言われた土日、祝日運行ができない理由だというふうになったんですけれど、確か、このコミバス運行にあたって、町が委託している委託費用については、先日の議会の中でも補正予算で減額がでるといような状態がありました。

単に金額だけの問題ではないということになるろうかと思うんですけれど、利用者さんが、実際ね、利用されている方が、運転手さんに土曜日や日曜日、祝日も運行してもらおうと乗りたいんですけどという話をされると、言われたように、役場のほうがだめだと言ってるから、運転手としては動かないことはないですよというふうな回答があったというふうには、利用者さんのほうから、私は、聞いております。

ですので、先ほど言われた、タクシー業者への影響が大きいからコミバス運行については、できないんだと。そういうことなんです。改めて、そのことをお尋ねしたいと思います。

で、住民の人の要求。それから、交通のタクシー業者の方や、そういった交通業者の方も含めてですね、一緒に、いろんな要望についてね、議論することというのは、私は、大事だと思うので、そういった点で、公共対策会議というのは、その役割を果たしているのかどうかということ、聞きたいんですね。そういったことについては、議論されているんですか。まあ、相對するというたら変ですけど、その、いろんなところについて、町がコーディネーターいうたら、ちょっと横文字で言うたらあれなんですけれど、中に入って、きちんと、そういった要求を酌み上げて方向づけをしていくという、そういう大事な役割があると思うんですけど、交通対策会議は、その役割を果たしていますか。お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） このコミバスをですね、土日、祝日運行しない理由。これは、今、そうした言われたことと、以前、もう一つですね、大きいのは、土日というのは利用者が、

学校とかも休校ですし、基本的に利用者が少ないということです。

で、元々ですね、このコミバスを、今、三河線で走らせているのは、バスが、廃止されるということだった。

で、実際に、子供たちのね、学生たちの通学ということが、一番、これを佐用高校なりの通学、ここを一番配慮して考えてきたところですよ。

で、バスがないというのは、石井の線にもありますし、ほかの江川の線もなくなってますし、どこもないんです。

ですから、そこに、じゃあ、基本的には、さよさよサービスなりタクシーの助成なり、そういう形で、これをやってきたわけです。

しかし、三河方面から、やっぱりかなり佐用高校等に通学をされる学生さんが多いと。当時、廃止される時にね。そういうことを、まず、これは対策をしなければいけないだろうということから始まっておりますので、ですから、全体としては、さよさよサービス、また、タクシーの助成制度、これをやっぱり活用していただきたいということが基本であります。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） ああ、ああ、ああ、答弁ありますか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地域公共交通会議の委員につきましてはですね、住民または、利用者の代表者の方、それから神戸運輸管理部の職員の方、兵庫県の関係行政機関の職員、それから過疎地有償運送を行っている法人、それから町の関係機関の職員、それから町長が必要と認められる専門家のね大阪大学の先生に入っております、様々な観点の、あっ、また、一般旅客自動車の運送事業者等関係団体の職員ということでバスの事業者であるとか、タクシーの業者にも入っております。

ですから、様々な観点からですね、意見をお伺いするというので、一般の方からも、また、業者の方からも、また、専門家の方からも意見をいただいているということがございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） その会議の中で、私が、先ほど、何点か言われたような内容については、あまり届いていないように思いますので、その届き方が、住民の生の声を、もっとこうくみ上げるようなね、今のメンバーで議論されていく中で、住民の人の声をね、ちゃんと聞きもらさず、ちゃんと聞く方策として、新たにというか、対策会議の中でいかせていただきたいと思うんですけど、そういうことは考えとしてはありませんか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） お一人、お一人の声をですね、十分尊重すべきことだと思いますが、なかなか、一人一人の意見を全部聞くということには、なかなかありませんので、これは、やはり客観的に見たご意見の中で、こういうものを取り上げていくことになりません。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 特に、公共交通の、その整備を十分にしないと、しなければいけないという迫られている課題だというのはですね、今は、確かに、60 代だと自動車自分で運転できて、好きなどころにいて活動ができるんですけど、これから、いわゆる団塊世代と呼ばれる方が、ドンドン高齢化になっていくということで、今、交通関係ついて、それに備えなければいけないということが、大きな課題になってきているので、もう目の前に迫っていることですから、単に今現在の、その必要な方は、もちろんなんですけれど、町として、その土台として、この公共交通というのは、大きな役割があるというふうに、私も、専門家の方の、いろいろな論文とか、そういう本を出しているのを見る中で、そうだなと共感できるんですね。

それで、自治体として、福祉や医療や商工業や、その振興とか観光とか教育とか、それぞれ大事な専門家、それぞれ、それぞれの分野で積極的に施策を展開してきてはいるんですけど、その公共交通というのを、共通の、その町の土台として整備することで、町全体がうまくかみ合って、その人間としての活動の土台である交通を整理することによって、それを全てを保障していくという、そういう考え方について、なるほどと、私は、共感しているところなので、公共交通、今、やられている、それだけではなくって、そういった将来のことも見据えて、ぜひ検討をして、今後、ますます、移動するのが制約されていく人が増えていくということで考えていただきたいんですね。

交通権については、まだまだ、残念ですけど、日本の中では数少ない町で、条例化されているのですが、権利として、国際的にはフランスで 1982 年に、その法が盛り込まれて、そういう形で、今、大きく見方が変わってきています。ですから、基本的な人権の一つとして、交通権というものはあるんだというふうに、そういう立場から町の取り組みも進めていただきたいと思います。それは、私の見解です。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長、はい。

町長（庵途典章君） 平岡議員が、今、お話のようにですね、これから、まだまだ、その日本全体として、高齢化が進む。だから、各地域において、そういう交通問題というのは、大変、社会問題として大きい。

だから、そういう中でね、私は、佐用町というのは、こんな交通対策会議もつくり、これだけの取り組みをしているというのは、そういうことを、将来を見据えて、既に、佐用

町は取り組んでいるというふうには、私は、理解していただきたいと思います。そういうことが、まだ、できていないところは、たくさんあるわけですから。ですから、そういう状況で、ますますね、これから、そういう社会状況は変わっていきます。その段階で、今のやっていることを基本にして、また、その制度も変える時には、変えなきゃいかんでしょうけれども、今の段階では、私は、他の全国自治体と比べてですね、これだけの対策をしているというのは、先進的に取り組んでいるんだという自負は持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 町長の自負は分かった・・・そういうご回答ですけれど、まだ、実際に利用されている方の、そのなかなか届きにくい声というのは、たくさんあるんだということも、私たちは、地域の中で聞く声としてはありますから。はい、そういうことです。

2 番目にごみ行政について、住民の声を生かし改善をと、そういう項目で質問を行いたいと思います。

資源ごみステーションは出しやすい箇所に設置増設を求める。こういう声があります。設置状況と住民の利用状況は把握されていますか。

その二つ目、佐用町の燃えるごみのごみ袋代 40 円は、にしはりま環境事務組合構成自治体の中で最も高いというふうには、私は認識しておりますが、軽減を、今日まで求めてまいりました。価格の見直しをされないまま、今日に至っておりますが、その理由は何なのかをお伺いいたします。

3 点目に、燃えるごみの量は、分別前と比べ状況はどうなっておりますか。よろしくご回答をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後のご質問で、ごみ行政に住民の声を生かす改善をと、いうことでありますが、現在の資源ごみステーションの設置状況と住民の利用状況を、どう把握しているかということでのご質問にお答えをさせていただきます。

資源ごみステーションの設置につきましては、常設型の設置や、ごみの種類ごとの日々型設置や、自治会 1 カ所、各隣保単位での複数設置など、ステーションの設置方法など基本的な方針は、各自治会で、それぞれ決定をさせていただいております。その決定事項に基づき、各自治会からステーションの構造及び設置場所の申請を受け、地元代表者と、ごみ収集車両の進入時の安全確保や回収作業が容易にできるかなどの現地確認をした上で、設置場所を決定をしているところでございます。本年 1 月 31 日現在の資源回収ステーション、資源ごみの回収ステーション設置数は 285 基となっております。

2 点目の佐用町の燃えるごみ袋代 40 円は、にしはりま環境事務組合構成市町の中で最も高い。軽減を求めてきたが、価格の見直しをしない理由は何かというご質問でございますが、平成 7 年に 40 円の収集ごみ袋での収集ごみ手数料の改正を行い、ごみ袋作成費と収集経費及び処理に係る費用の一部を負担をさせていただいているところであります。ごみ袋 40 円の内訳でございますが、ごみ袋の製作費 1 枚当たりが 7.4 円、販売手数料が 1 枚

当たり 3.5 円となり、実ごみ処理手数料は 29 円 10 銭となっております。平成 25 年 4 月よりごみの分別収集を開始して資源回収によるごみにつきましては、廃棄物につきましては、無料化に伴ってしておりますので、従来の燃えるごみ、燃えないごみは減量化されております。

また、ごみ処理全般に係る費用の大部分は町費で賄っているのが現状でありまして、今後ごみ、この廃棄物、これを安全に町として責任持って処理していくためには、今の手数料、1 袋 40 円というのは、私は、高額だとは思っておりません。

3 点目の燃えるごみの量は分別前に比べ状況はどうなっているかについてでございますが、平成 24 年 7 月からの分別収集の開始の前後 1 年半の収集量を比較いたしますと、分別前には約 2,508 トン、分別後は 2,208 トンであり、1 年間に換算しますと約 300 トン、月平均で 25 トンの燃えるごみの減量化が行われて、ごみ分別収集への皆様のご協力の効果が表れていると考えております。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） まず、ごみステーションの設置の関係なんですけれど、既に、先ほど言われたような 3 種類の形で各自治会ごとで決定されているということで、そういうことだったんですけれど、ステーションの集落ごとの数も、ちょっと事前に教えていただいて、それでいきますと、燃えるごみ、いわゆる今まで燃えるごみとして出していた箇所比べてですよ、改修ステーションが結果的に現在の時点で、約 57.6 パーセント、約半分ぐらいの改修ステーション数になっているかと思えます。

数字的には、そういうふうには私は理解したんですけれど、現実には、26 年度、この新年度予算では、回収ステーション設置補助を 50 件見込む予算化をされています。これは、ステーションの補助期間が 3 年間ということで、26 年度も、その 3 年目になるので、そういった関係で、この件数を見込まれたかとは思いますが、どういう、この補助の設置にあたっては、まだ、全ての自治会で決定されていないという実態なんではないでしょうか。そのへん、どのような、この見込まれている補助というのは、執行の予定になっているのかを伺います。

[住民課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今、答弁書の中で、回収ステーションの設置数 285 という形で書かせていただいております。それで、平成 24 年度に補助を受けた設置箇所が 197 でございます。それから、平成 25 年度中で、今のところ 15 基で、今のところ 215 という補助をしてございます。あと 70 ステーションほどが未設置の状態でございます。

で、あと今年、70 あるという形で 50 基は申請があるのではないかとという形で、今回、予算化をしておるといいます。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私のほうで、答弁を訂正しなきゃいけないことになります。こんなことでは、課長、ほんまに困るんですけれども、私のほうで訂正を、私が、答弁をしましたので、訂正をさせていただきます。

今、本年1月31日現在の資源回収ステーション設置数、これが285基となっていますと、私が答弁させていただきましたけれども、これは、現在、100？200？

〔平岡君「215」と呼ぶ〕

住民課長（梶生隆弘君） （聴取不能）、集めて回っているのは、285カ所集めて回っております。

町長（庵途典章君） だから、何基設置しているんですか。

住民課長（梶生隆弘君） 215。（聴取不能）（聴取不能）いるのは215（聴取不能）。

町長（庵途典章君） 215カ所です。補助しているのは。

ただ、資源ごみとして出してもらって収集してるのは、別にこの、設置ステーションをつくらなくてもですね、これまでのごみ回収する、ごみを回収する場所というのがあって、そこを、そのまま使ったり、それを利用して、そこに出していただいているところもあるということで、285カ所を回収しているということで、改めて訂正、答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17番（平岡きぬゑ君） 分かりました。補助の対象はあれですか。実際に、収集、回収ステーションとしてしているのが、285カ所だということで、理解できます

既に回収ステーションとして設置している中でですね、あまり全町的に比較対象したわけじゃないんですけれど、可燃ごみステーションが8カ所とか6カ所とかある地域が、その回収ステーションは1カ所になっているところが、南光なんかあるんですね。そういうところがあるんですけれど、ここは補助金を受けられていると思うんです。

で、3年間の期限の中で補助は受けられる。一旦受けますと、補助対象を新たにつくるためには、補助対象にはならないというふうには思うんですけれど、そういった一旦つくられたけれども、その集落の中で協議されて、そこらへんを対応していかなくてはいけない課題ではあると思うんですけれども、3年間の後、そういったケース、私は、一つしか聞いてないんですけれど、3年後の補助のあり方ですが、どのように考えておられますでしょうか。一旦、補助を出した、3年間の関係は、それは、それとして、その後の考え方としては、どうなのか。ちょっと、お願いできますか。ありましたら。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今のところ、私のほうでは、3年以内に設置されるものとして、思っております。

それから、やむを得ずできない場合は、生ごみ、そういうごみの別の補助金制度というのもあるかと思っておりますので、どちらかで対応できれば、何らかの形で検討はさせていただきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 先ほどの公共交通ではないんですけど、ステーションまで、遠方になると、車の運転ができる間は、そこまで持って行けるけれど、そうでなくなった時に、そこまで行けるかどうか不安だという声なんです。だから、ごみ収集については、生活に大変重要な問題ですから、そういう点で、回収ステーションのあり方について、いろいろ様々な地域によって様々な対応があったと思うんですけども、住民が生活しやすい、そういう方向で改善できるところは、改善をお願いできたらなと思います。

で、その点については、私の、答弁があればですが、以上です。

で、2点目のごみ袋、1枚 40 円ね。20 枚入りだと 800 円するんですけど、これは、にしはりま環境事務組合構成自治体の中で、私は、最も高いというふうに指摘して質問はしたんですけど、現在も一番なんですか。その点、お願いします。

住民課長（梶生隆弘君） 大きなごみ袋については 40 円という形で、これは、にしはりま構成市町の中では、一番高うございます。

それから、少量のごみ袋というのも設置してございます。これにつきましては、各市町 20 円から 10 何円という形で、佐用町につきましても、ほぼ 25 円という形で、そんなに高くないような形では見ております。

ただ、他市町なんかに行きますと、ほかの市町ですけども、にしはりま環境事務組合以外の西播の管内でも、例えば、相生市なんかであれば、その 40 円のごみ袋でも 45 円で販売しているようなところもございますので、それぞれ、ごみの袋というのは、各市町で料金が、マチマチという形で、それは各自自治体ごとに設置されておるんじゃないかなとは思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 一番と言ったら、何かいい聞こえだったんですけど、ごみ袋が高いという一番は、変わらないという、そういうことだということが、改めて確認できたんですけど、で、そのごみ袋代については、確かに、平成7年に、その金額作成費、収集の経費とか、そういったものも含めた中に出された金額だということなんですけど、この件についてですね、いろいろと、時も変わりまして、ごみを捨てる場所も場所が変わってきたんですけど、そういった中で、同じところに持っていくごみ袋が、こんなに差があるんだなということ、近隣の方とか、改めて、自分の町の金額がどうなのかということが認識される中にありましてですね、佐用町と、これは、それぞれ自治体構成町で、ほ

かの町がどうであれ、佐用町として独自で、その価格というのは、収集については責任持つわけですから、住民の負担をね、できるだけ軽減する。ゴミ袋、たかが 40 円と言われますけど、毎日のこう、生活、暮らしから切り離せないお金ですから、住民の負担を軽減するという、そういうことで、考えられる。せめて、構成町で、一番高い袋ではなく、同じぐらいの金額にするということに、改めていくという考えはありませんか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） ごみの最終的な処理につきましては、組合で運営をするようになりました。

ただ、収集については、それぞれの町がですね、それぞれの責任で収集をしているわけです。

町によっては全て民間委託で収集しているところもありますし、佐用町のように町が、町職員で収集しているところも、こうしてあるわけです。

そういう収集経費もですね、非常に各町によって、かなりマチマチです。

それとまあ、今回ですね、分別することによって、資源化ゴミ、リサイクルできる資源化ゴミについては、全て無料で引き取れるように、処分ができるようにしたわけです。ですから、そういう面で、今までとはですね、私は、住民の負担というのは、分別をさせていただくという手間はかかっていますけどね、これはもう皆さん、誰もがやらなきゃいけない、今の時代の責任で、環境上も考えていただいてやっていただいて、その分、それは無料で全部処理をするようにしております。

それに、佐用町の場合は、先ほど、課長申しましたように、ひとり暮らしの方のように、ゴミがそんなに出ないのに、大きな袋を使うのはもったいないと、経費もかかるということで、小さい小袋というものをつくってですね、実際の経費の軽減を図れるようにしているわけです。今の 40 円。基本的には 40 円。格差はある程度あったとしてもですね、それは、分別の中での、収集の中での、それぞれの各町の取り組みですから、私は何も、全部統一にするという必要性は、今のところないと。それだったら、収集の仕方も全て一緒にしなきゃいけないということになると思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17 番（平岡きぬゑ君） ごみの収集についてはね、佐用町の場合、私は、町が責任を持って収集しているから、これはすごく大事ないいことだと思っています。

で、その費用についてね、町がみる。その 40 円の袋に負担をしてもらおうというんじゃないかって、町が責任を持つんだという、そういう姿勢で、これからも貫いてほしいと思っています。

ただ、ゴミ袋について、全てのごみを出す人に負担をするということについては、考えてもらいたいと思っています。

特に、今回の予算の中とか、補正予算の中の審議の中でも、佐用は、その分別が非常に行き届いてきちんとできているので、そのごみの量が減ったり、その燃やすゴミが減ったりして、その経費的にも負担が減ってきたんだというような、そういういいご回答という

か、そういった報告もありました。

そういう点で、回収してくれる職員の人も、非常に丁寧にやってくださいますし、こういう形態は、当然、これからも、先ほどね、じゃあ、一緒にしたらええやないかって、そんな投げやりな言い方しないで、ちゃんとしてほしいと思います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 投げやりじゃないです。現実、こういう状態で町はやっているんですから、それをゴミ袋も全て一緒に、高い、高いと言われるんですしたら、そういうふうにごみの収集も一つにすることが、これが、普通考えて、誰が考えても、そういうふうにとって、何が投げやりなんですか。投げやりな言い方じゃないですよ。それは。

[平岡君「言葉尻じゃなくて、はい。はいはい」と呼ぶ]

[町長「責任を持ってやる言うとなやろ」と呼ぶ]

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） いや、これからも責任を持ってですね、収集にあたっていただきたい。その費用については、町が責任を持っていただきたい。そのことを言いまして、私の質問終わります。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

これで通告による一般質問を終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により明日3月20日から24日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は最終日となります。来る3月25日、火曜日午後1時30分より再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さんでした。

午前11時54分 散会